

平成30年(ワ)第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原 告 [REDACTED] 外39名

被 告 株式会社神戸製鋼所 外2名

証拠説明書(27)

令和3年11月15日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田直樹

同 浅岡美恵

同 和田重太

同 金崎正行

同 杉田峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多啓公

同 興語信也

同 青木良和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲 A 号証】

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備 考
甲 A 6 7	期日プレゼン資料	写し	2021 年 10 月 5 日	原告ら訴訟代理人	2021 年 10 月 5 日の期日における原告ら訴訟代理人のプレゼン内容	
甲 A 6 8	陳述書	原本	2021 年 11 月 11 日		新設発電所から排出される大気汚染物質による原告本人らの健康被害のおそれ、地球温暖化の進行による災害等による原告本人らの被害等	
甲 A 6 9	陳述書	原本	2021 年 11 月 10 日		大気汚染と健康被害について、新設発電所から排出される大気汚染物質による原告本人らの健康被害のおそれ等	

【甲 C 号証】

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備 考
甲 C ウー 6 2	意見書（2） (IPCC 第 6 次評価報告書により更新された気候変動の科学的理解)	原本	2021 年 11 月 8 日	江守正多	江守正多氏の意見書（甲 C ウー 6 0 号証）について、IPCCが2021年8月に新たに公表した第6次評価報告書第1作業部会（科学的根拠）（AR 6 WG 1）によって追加された科学的理解についての補充意見書。 AR 6 WG 1 では、人間活動が地球温暖化の主な原因であることは「疑う余地がない」と断定され、気温上昇の将来予測の不確かさの幅が半分になり、精度が向上したこと、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や大雨などの極端現象が増加し、激甚化すること、将来の気温上昇は、2021-40年の平均で産業革命前から +1.5°C に達するのを確実に避けるのは困難になってきたこと、+1.5°C までに 67% の可能性で留まるためには、人間	

					<p>活動による今後の排出量の累積を400GtCO₂程度に抑える必要があり、これは現在の世界の排出量の10年分に過ぎないこと、+1.5°Cを超えて温暖化が進行すれば、南極氷床の崩壊やアマゾン熱帯雨林の枯死などの「可能性は低いが甚大な被害をもたらす」現象の引き金を引いてしまう可能性が徐々に高まることが示された。「気候変動の問題において人類が追い詰められている状況が、最新の科学により明確に描き出されたといえる」と総括されている。</p>	
--	--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

以上